

第 1 7 節 緊急物資確保整備計画

関係機関	総務部総務課・契約管財課・水道部総務課
------	---------------------

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。

第 1 給水体制の整備

市は、府と相互に協力して、災害発災後 3 日間は 1 日 1 人当たり 3 ℓ の飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

- 1 浄水場、配水池等の給水拠点の整備
- 2 非常時に利用予定の貯水等の水質検査の実施及び利用方法の検討
- 3 給水車、給水タンク等応急給水用資器材の整備及び耐震性貯水槽の設置推進
- 4 アルミボトル缶・カンパンの備蓄
- 5 応急給水マニュアルの整備
- 6 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は、府と相互に協力して大阪府水道震災対策中央本部体制を整備する。

第 2 食料・生活必需品の確保

市は、府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1 食料・生活必需品の備蓄

(1) 重要物資の備蓄

市は、大阪府の被害想定に基づく必要量の約 1.3 倍を目標としたアルファ化米、粉ミルク、毛布等の重要物資を年次的、計画的に備蓄する。

なお、大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況は、資料編に掲載のとおりである。

(2) その他の物資の確保

下記の物資については流通備蓄等により、確保体制の整備に努める。

- ア 主食（精米、即席麺など）
- イ 副食（野菜、漬物、菓子類など）
- ウ 被服（肌着等）
- エ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- オ 光熱用品（LP ガス、LP ガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- カ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- キ 衛生用品（おむつ、生理用品）
- ク 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ケ 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- コ 棺桶、遺体袋等

2 備蓄・供給体制の整備

- (1) 市は、災害に備え伯太小学校、和泉シティプラザ、横山小学校に分散備蓄を進める。
- (2) 定期的に備蓄物資の点検及び更新を行う。
- (3) 定期的に流通在庫量を調査しておくとともに、手持ち備蓄物資が不足する場合に備えて、あらかじめ協定等の締結を推進し、食品業者等からの調達体制を確立する。
- (4) 備蓄箇所の増設に努める。

3 市民等による備蓄体制の整備

- (1) 市は、市民に対し、それぞれの家族構成・事情に応じた非常食、日用品、医薬品等の備蓄を奨励する。
- (2) 市は、病院や入所者のいる社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた非常食、日用品の備蓄を奨励する。

資料編 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況
